

あきる野市教育委員会 1 月定例会会議録

- 1 開催日 平成29年1月24日(火)
- 2 開催時刻 午後2時00分
- 3 終了時刻 午後2時36分
- 4 場所 あきる野市役所 5階 505会議室
- 5 日程  
 日程第1 議案第 1号 平成29年度使用教科用図書(特別支援学級教科書)の採択について  
 日程第2 報告事項(1) 郵送等による貸出サービス実施要領について  
 日程第3 教育長及び教育委員報告
- 6 出席委員  
 教 育 長 私 市 豊  
 委 員 丹 治 充  
 委 員 宮 田 正 彦  
 委 員 小 西 フミ子
- 7 欠席委員  
 教育長職務代理者 田野倉 美 保
- 8 事務局出席者  
 教 育 部 長 小 林 賢 司  
 指 導 担 当 部 長 肝 付 俊 朗  
 生涯学習担当部長 関 谷 学  
 教育総務課長 宮 田 健一郎  
 教育施設担当課長 清 水 保 治  
 学校給食課長 宮 崎 勝 央  
 指 導 担 当 課 長 間 嶋 健  
 生涯学習スポーツ課長 細 谷 英 広  
 スポーツ・公民館担当課長 吉 岡 賢  
 図 書 館 長 松 島 満  
 指 導 主 事 梶 井 ひとみ  
 指 導 主 事 櫻 井 欣 也

9 事務局欠席者 なし

開会宣言 午後 2 時 0 0 分

教育長（私市 豊君）

定刻になりましたので始めさせていただきます。大寒も過ぎまして少しずつ厳しい寒さも緩んでくるものと思います。教育委員の皆様には 1 月定例教育委員会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。

1 月 9 日の成人式でございますが、教育委員会としては最大の行事ということでございました。本当に厳かに、そして華やかにとり行われました。当日の新成人の出席者は 6 5 7 人、出席率が 7 7 . 4 % と、例年同様に高い出席率でございました。成人者の出席の態度、本当にすばらしいものがありまして、5 年前、中学 3 年生であった彼らの成長を見て、当時の担任の先生、そして校長先生、胸のうちは感慨深いものがあったのではないかなと思っております。その当時の教育が土台になっているものと大変うれしく思いました。今後も、今年のような全国に誇れる成人式が挙行されることを願うものであります。

それでは、ただいまからあきる野市教育委員会 1 月定例会を開催いたします。

本日は田野倉委員がインフルエンザのために欠席しています。教育委員 4 人のうち 3 名が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 3 項に規定する定足数に達していますので、会議は成立しております。

本日、傍聴の希望がありますので、許可したいと思います。

それでは、議事日程に従って会議を進めたいと思います。

まず、議事録署名委員の指名については、丹治委員と小西委員を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 1 議案第 1 号平成 2 9 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択についてを上程します。

説明を指導担当部長、お願いいたします。

指導担当部長（肝付俊朗君）

それでは、2 9 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択についてご審議をいただきたいと思います。提案理由でございますけれども、平成 2 9 年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択について、委員会の承認を求めるものでございますが、この 2 9 年度に使用する教科用図書（特別支援学級用）につきましては、平成 2 8 年 8 月の定例教育委員会で採択をいただいているものでございます。その後、採択の結果について、平成 2 8 年 9 月に都教委に報告し、そして都教委が各市町村分の需要数報告を取りまとめて文部科学省へ報告しております。文部科学省が各都道府県分の取りまとめをし、そしてそれぞれの図書の発行者に対して、この当該図書を平成 2 9 年度に供給できるかどうかということを確認したところ、絶版等の理由などによって供給不能である図書、あるいは発行者が変更になった図書等について、平成 2 8 年 1 2 月に文部科学省から都教委へ連絡が参りました。この供給不能な図書につきましては、都教委から市教委についても 1 2 月に連絡がありまして、その代替を行うということで学校にも教育委員会からも連絡をしたものでございます。

資料をおめくりいただきまして、平成 2 9 年度特別支援学級使用図書、小学校のものに

ついて、供給不能等による新規追加図書が、図工、「完全版こども歴史人物新聞」、同じく図工、「完全版こども歴史新聞」、この2冊でございます。

それから、1枚おめくりいただきまして、平成29年度特別支援学級使用教科書、これ中学生用ですけども、こちらにつきまして、理科、この「小学館の図鑑NEO 飼育と観察」、こちら1冊になります。

ご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

何か質問などはございますでしょうか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

このたびは絶版ということですので、やむを得ないと思ひます。そういった中で、今回供給される教科書等につきましては、従来から発行されている教科書だったのでしょうか。その点、1点お願ひいたします。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

お答えします。

これらの本につきましては、従来から発行されているものでございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

小学校は図工の本、中学校は理科の本になりますけども、教科書の場合、各学校の先生方が選んでというか選択して挙げてくるわけですけども、小学校は「完全版こども歴史人物新聞」と、中学校は「小学館の図鑑NEO」が挙げられているわけですけども、それぞれの特色というか、先生にとってどういう意図、何か意図あると思うんですよね。その教科書選んだ点、その点について何かご報告がありましたらお聞かせいただきたいです。

教育長（私市 豊君）

指導担当課長。

指導担当課長（間嶋 健君）

お答えします。まず、図工ですが、こちらの学校では低学年から植物などのデッサンなどを理科的なもので活用しております。この高学年の場合ですが、デッサンなどをつくる場合に建物ですとか、人物だとか、そういったものを描くために活用する予定があるということです。また、紙粘土や木工などで五重塔の作品づくりにこういったものを活用しようと考えてございます。

それから、理科のほうでございまして、こちらは実際に飼育、観察をするに当たって、特別な支援を要する子供たちには言葉で指導するというのは、なかなか難しいところをご

ございます。具体的な写真、図であらわれているものを使って指導することで、飼育、観察といった活動に生かせるということで、この本を教科書として選んだことがございます。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（宮田正彦君）

はい。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。よろしいですか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

質問等がないようですので、これで質疑を終了いたします。

日程第1 議案第1号平成29年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択については、原案のとおり承認することに異議ございませんでしょうか。

《異議なし》

教育長（私市 豊君）

異議なしと認めます。

日程第1 議案第1号平成29年度使用教科用図書（特別支援学級教科書）の採択については、原案のとおり承認されました。

続きまして、日程第2 報告事項1、郵送等による貸出サービス実施要領について、報告者は説明をお願いいたします。

図書館長。

図書館長（松島 満君）

郵送等による貸出サービス実施要領についてご説明させていただきます。

郵送等による貸し出しサービスにつきましては、あきる野市図書館障害者サービス実施要綱、こちらの第4条第3号と第7条に郵送の貸し出しの規定がございます。ただ、具体的なサービスの内容について規定するものがございませんでしたので、今回は新たに貸し出す際に使用料を定めさせていただいたものであります。

対象者につきましては、要綱の第2条で障害者サービスの登録要件を規定しておりますが、第2条第1号は、通常の方法では図書館資料を利用できない方、視覚等の障害があり、音訳、点訳等の資料を利用される方につきましては、この場合、無料で郵送するサービスがございます。こちらを除きまして第2条第2号に該当するものと第2条第3号に該当するもので、館長が必要と認めるものについて対象とさせていただきます。具体的には第2条第2号が来館の困難な方、第2条第3号が、これは館長が特に必要と認めるものという規定なのですが、事例といたしましては、病気等で館には来られるのですが、本を借りて持ち帰れないというような方がいらっしゃいます。ここで、そのような相談などがありまして、そのような事例を確認させていただいています。こういった方に対して資料をお送りすることで活用していただくという観点で、この4月にありました障害者の差別の解消に関する法律、それに基づきまして今回の規定を整理させていただいたところでございま

す。

貸し出し期間につきましては、要綱に1カ月以内という規定がございます。その中で通常3週間で貸し出している資料につきましては、これは送付、それから返却の期間が加わりますので1カ月という規定にさせていただきます。1カ月以内ですね。

(2)のところでございます。視聴覚資料等、辞典類等々につきましては、通常1週間の貸し出しをしておりますが、こちらについては10日以内ということで貸し出し期間を規定させていただいております。

申し込みにつきましては、来館することができない方等を対象にいたしますので、郵便、電話、ファクシミリ、メール等、各種手段に対応するという考え方でございます。また、家族等の申し込み、こちらに家族の方が来ていただくというようなことでも対応できるという受け付けの方法を広くとっております。

また、要綱第2条第3号、先ほど来館はできるけれどもというような方につきましても、来館して受け付けをさせていただくということでございます。

郵送等につきましては、郵送、それから図書館が行う宅配でお送りする。返していただく場合には、郵送、宅配もしくは資料によりましては返却のポスト、また来館することができないしは家族の方が届け出ることが可能な場合には、図書館への来館による返却も可能ということで返却の手段も広くとっております。

また、虚偽の不正な申告等々による場合には、速やかにサービスを停止するというのもあわせて入れさせていただいております。

この要領につきましては、29年1月4日から施行させていただきます。

以上、報告させていただきます。

教育長（私市 豊君）

説明が終わりました。

これから質疑に入ります。

質問ございますでしょうか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

郵送で貸し出しするという事なのですけれども、視覚障害者の場合、朗読ボランティアのサークルとかで代読をしたものを郵袋という袋に入れて各視覚障害者に郵送していたと思うのですね。それ以外の登録していない障がい者が個人的にこの本が読みたいという人がいた場合、登録してボランティアの方に借りに行ってもらってもいいということですね、手続をしてもらってもいいということなのでしょうか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

視覚障害のテープにつきましては、郵送貸し出しで通常無料での郵送がありますので、そちらのほうで対応させていただいております。これにつきましては、個人録音が27年度の実績で1回、あと書評等をお送りしているものが108回実際にございまして、通常の視覚障害の方等にそういったテープ、今はCDですか、そういうものに吹き込んだものに

つきましては無料の郵送で送らせていただいていますので、今回の規定の中での対応とは少し別のものになります。ただ、直接ご本人様にお送りするような形でそのらのほうは対応させていただきます。

教育長（私市 豊君）

小西委員。

委員（小西フミ子君）

わかりました。私も朗読ボランティアをしていたときに郵袋という形でお送りしていました。それでは、要領に基づいて行われる郵送等につきましては、費用は無料ということによろしいですね。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

これ障害者サービス実施要領に規定がございまして、この貸し出しに伴う郵送等の費用はあきる野市の負担ということで、今回の要領に規定されております。そのらのほうに基づきまして無料で実施させてもらっています。

委員（小西フミ子君）

ありがとうございました。

教育長（私市 豊君）

ほかにございますでしょうか。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

障害者の皆さんにとっては、とても有効な貸し出しサービス業務と思います。そこで例えば、申し込み方法がございませぬ。これは郵便、電話、ファクス等によるものです。この中身、記載内容といいますか、どういう内容を記載するようになっているのか、それが1点です。

あと、2点目は、本があっても数が少ないとか、あるいは近隣の図書館の相互利用という観点から、お互いに融通し合って市民の方が本を借りるような場合とか、いろいろありますが、例えばお隣の市町村からお借りできるなんていうのは、そういう制度はこの点では考えていないのでしょうか。

以上2点、お願いします。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

ファクシミリ等による場合の記載内容につきましては、書式はまだこの段階では用意はしておりませぬ。書名ですとか送付先の登録をしていただきますので、お名前をいただければ、基本的なことのデータは持っておりますが、時期ですとか貸し出しの冊数や書名等々確認できるようなものがわかればと思いますので、それらの様式については、また改めて用意はしたいと思っています。通常の電話等であれば、すぐその場で対応させていただくということです。

それから、市内ではなくて他の市町村から取り寄せという部分につきましては、あきる野市の図書館から貸し出すということでは同じ形なのですが、他の市町村から取り寄せたもので、それを郵送し、配送するということは、少々リスクが伴いますので、そちらについては、今後近隣との調整をせざるを得ないかなと考えております。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

ということは、今現在ではお借りはできないということですか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

現状ではあきる野市で所蔵している資料を対象に対応させていただきます。

教育長（私市 豊君）

丹治委員。

委員（丹治 充君）

1つ要望として、健常者の方については可能なので、ぜひ障害を持たれている方ですから、その辺も将来検討していただければと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。

宮田委員。

委員（宮田正彦君）

希望というのですか、これからの結果で考えてみなければならないと思うのですが、第3条の（2）に10日以内という記述があります。それぞれの送付及び返却期間を含めると、実質8日間程度だと思うのです。そうすると、通常は1週間で貸し出されているものは8日の間でということになるのですが、もう少し時間があっても良いように感じます。その1週間は、あっという間にたってしまって、借りたけど読まないまま返したということが、度々ありましたので。そのようなことを考えますともう少し長い期間、その資料の種類によって、図書館としての考え方だとかで、その貸し出し期間を決めていると思いますので、一概には言いづらいのですが、もう少し期間があってもよろしいかなという気がいたします。いかがなものでしょうか。

教育長（私市 豊君）

図書館長。

図書館長（松島 満君）

3週間貸し出しの資料が1カ月ということで1週間延ばしています。1週間貸し出しの資料を2週間にすれば、そのプラスアルファも含めて、貸し出しから返却までの期間が同じような条件になるかとは思いますが、ただ、1週間貸し出します資料というのは、辞書・辞典類ですとか比較的調べ物に使う資料、それから視聴覚資料につきましては、CD、DVDで比較的短時間で視聴等できる資料になっております。そんな意味合いから、図書

館のほうも調べ物に使う資料でありますので、館に置きまして多くの方にご利用いただくという趣旨もございますので、そのところで2週間ではなく、申しわけないですが、追加で郵送期間を何とか賄うという考え方で、この10日間を設定させていただいております。

教育長（私市 豊君）

よろしいですか。

委員（宮田正彦君）

実際に運用しましたら、ご要望などもあるかと思っておりますので、その際は検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

教育長（私市 豊君）

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、本件は報告として承りました。

続きまして、教育長及び教育委員の報告でございます。

私から報告をさせていただきます。

資料のとおり報告による活動報告でございますが、まず12月23日の第29回多摩っ子コンサートでございます。これは青梅市、昭島市、羽村市、あきる野市、そして瑞穂町の5市町村16校の小学校の音楽の発表会でございます。主に金管バンド、ブラスバンドの発表でございました。あきる野市からは増戸小学校と西秋留小学校が参加をいたしました。このコンサート、私も初めて行ったのですが、他市のレベルの高さにびっくりしました。小学校とは思えない演奏が行われまして、特に羽村市の場合は本当に弦楽バンドもございまして、60人ほどの児童生徒がバイオリン、ビオラ、チェロ、コントラバス、この4つの楽器を弾いて、本当にこれが小学生の演奏かと思うような演奏でして、どうしてああいったことができるのかなと感心しました。増戸小も西秋留小学校の子供たちも本当に元気よく、まだ粗削りなところはありますけども、本当にこれから将来が期待されるような演奏をしていただきました。指導に当たる先生方のご苦勞は本当によくわかりますが、この指導を継続して頂いて、これからも子供たちの演奏を楽しみにと思ったところでございます。

それから、あきる野青年会議所の賀詞交歓会でございます。28年度で青年会議所も設立20周年を迎えまして、来年、これからの10年に向けて方針が示されました。その中で、子供の教育環境を進展させるというものが4つの柱の中の1つにしているようです。青年会議所は、子どもたちに対していろいろな活動、事業を行っていただいておりますが、来年度からまた10年間、子どもたちが地域の宝という考えに基づいて、子供たちが夢や希望を持ち続け、はつらつとした子どもを増やすという方針を打ち出しております。教育委員会としましても各学校と連携をとり合ひまして、この青年会議所の活動を活用させていただいて事業を展開させていただければ、本当にありがたいなと思ったところでございます。いずれにしても、29年度が始まりますいろいろな形で働きかけがあると思ひますので、協力し合ひて、連携してやっていきたいなと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

教育委員さんのほうの報告がありましたら、お願いをいたします。

丹治委員。

委員（丹治 充君）

1月に入りまして、各小中学校の授業公開が行われております。大半が土曜日に行われていたのですが、西秋留小学校は、日曜日にやっておられました。それで、土曜日の参加状態と日曜日の参加状態を少々拝見すると、日曜日のほうがお父さんの参加者数が多いように私は感じました。ですから、今回、西秋留小学校でも、そのあたりに狙いがあったのかなとは思いますが。また、それぞれの学校で、掲示されている作品を見ても、また、授業を拝見させていただきましても、教材を研究された中で授業が行われているなどといった印象を受けました。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

ほかに報告がございますでしょうか。

小西委員。

委員（小西フミ子君）

昨年暮れから教育委員にならせていただきまして、何もわからないのでとりあえずご案内があった学校にはなるべく行くようにしてみました。今は、学校を訪れるたびに、新しいことを発見して帰ってくるような状況です。過去には、保護者の立場で学校に関わっていきまして、昔は、靴箱保護者会などと言われていたもので、本当の保護者会ときには保護者は何も言わなくても、保護者会の始まる前と終了後に靴箱でいつまでも帰らない保護者が本音でいろいろなことを話して、今度の担当となる先生のお話をしていました。そのことを少し思い出しました。今は、教育委員として学校を見学させていただくようになり、先生方のご努力を知ることとなりました。これほどまでに、苦勞されているということを知ったときに、大変頭が下がる思いをしたと同時に、先生の精神衛生を明るく保つことがとても大事と感じました。先生方には心身を大切にしてくださいと強く願っています。

学校を見学した中で、祖父母参観というのがありました。親のみが関わる子育てではなく、祖父母も子育てに関わる機会を提供する大変良いことだと感じました。子どもを中心に祖父母や地域の方が子育てに関わることは子どもにとって貴重な財産だと思います。祖父母参観などの機会を利用して、祖父母の声を聴いてフィードバックすることもいいのではないかと思います。

増戸小学校では、新体操のリオのオリンピックの畠山愛理さんが実際に見えて、オリンピックで行った演技を披露してくれました。実際に見た子供たちはとても感動しているようでした。夢中になるには好きになるのが一番だと畠山さんはおっしゃっていて、夢中になって取り組む中で、挫折を味わい、もうやることも嫌になってしまったこともあったそうです。その挫折の時間がすごく長かったのですが、最終的にそのときに考えた時間がとても貴重だったとおっしゃっていました。また、畠山さんが挫折している時に、養護教諭の先生に、どうせやめるのだったら好きなうちにやめなさい、というアドバイスがあり、

そのアドバイスがあったからもう一度見つめなおし自分でオリンピックを目指したというお話でした。養護教諭の先生のその言葉、言葉の大事さ、先生方の言葉の大事さというのは、その人の一生を左右するものなのだなどと改めて思いました。大変いいお話でしたので、聞いてとってもよかったですと思いました。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございました。

宮田委員、よろしいですか。宮田委員。

委員（宮田正彦君）

御堂中の公開授業にいつてきました。今、校内書写展が各学校で行われていて、そのときに、1年生の女の子で総理大臣賞を受賞した方の作品もありました。ほかの作品にも匹敵するような上手な作品が何点かありまして、この地域は書道が盛んなのかなという気がいたしました。学問の一分野としても大切な分野と思いますので、ますます、盛んにしていただくのと、またそれを褒める先生がやっぱりいないといけないと思いますので、短時間の授業内容でしょうけども、子供はやはり褒められることがうれしいでしょうから、そのように授業を進めていただければなと思います。

以上です。

教育長（私市 豊君）

ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

《なし》

教育長（私市 豊君）

それでは、ほかにないようでございますので、教育長及び教育委員報告は終了いたします。

最後に、事務局のほうから今後の日程等についてご案内をお願いいたします。

教育総務課長。

教育総務課長（宮田健一郎君）

それでは、今後の日程等につきましてご案内をさせていただきます。

2月9日木曜日でございますが、第1回臨時教育委員会を18時から505会議室で開催いたします。また、同日同会場になりますが、19時30分から教育管理職人事案件について、第2回臨時教育委員会を開催の予定でございます。

2月14日火曜日でございます。平成28年度東京都市町村教育委員会連合会研究会が午後2時から東京自治会館で開催されます。今年度は、文部科学省初等中等教育局教育課程教育課調査官であります赤堀博行氏に特別の教科、道徳の教科化について講演をいただく予定でございます。市役所を12時40分に集合、出発という予定で進めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

2月20日月曜日でございます。西中学校の学校訪問となります。市役所を午前9時に出発いたしますので、よろしくをお願いいたします。

最後に、次回2月の定例会でございますが、2月23日木曜、午後2時から505会議

室で開催いたします。

以上でございます。

教育長（私市 豊君）

以上をもちましてあきる野市教育委員会 1 月定例会を終了いたします。

閉会宣言 午後 2 時 3 6 分